

鏡石町住宅用再生可能エネルギーシステム等導入促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球環境にやさしい社会の実現に向けて、地球温暖化防止及び環境保全意識の高揚を図るため、住宅用再生可能エネルギーシステム等（以下「再エネシステム等」という。）を設置する者に対し、その費用の一部を予算の範囲内において、鏡石町住宅用再生可能エネルギーシステム等導入促進事業補助金を交付するものとし、その交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象機器、補助条件及び補助金額)

第2条 補助対象機器、補助条件及び補助金額は、別表に定めるとおりとする。この場合において、ホームエネルギーマネジメントシステムについては、太陽光発電システムと同時導入した場合のみ対象とし、家庭用蓄電システムは、単独の導入でも補助対象とする。ただし、次の各号に掲げる要件のいずれにも適合したものとする。

- (1) 設置前において使用に供されていないもの
- (2) 太陽光発電システムにおいては、電力会社と電力受給契約を締結していること
- (3) リース契約によるシステムではないこと

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、自らが居住し（申請者が単身赴任その他の理由により一時的に町内に住所を有しない者であって、配偶者、子、父母その他の申請者と生計を一にする者で申請者の住宅に居住する者を含む。）町内の住宅（専用住宅又は延べ面積の2分の1以上を住居用に供する店舗等併用住宅。）に対象システムを設置した個人で次の各号に該当するものとする。

- (1) 対象システムを既存住宅、新築住宅に設置した者又は、対象システムが設置された新築住宅（以下「建売住宅」という。）を購入した者。
- (2) 対象システムを設置し補助金の交付を受けようとする者は、設置した年度の3月31日（その日が日曜日、土曜日または国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたるときは、それらの日の前日）までに、町長に申請しなければならない。ただし、前年度に設置した補助対象システムで、補助を受けていないものについては翌年度まで申請することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては補助金を交付しない。

- (1) 借りている住宅に設置した者

- (2) 町税等を滞納している世帯の者
- (3) この要綱による補助金の交付を既に受けている者
- (4) その他、町長が補助金を交付することが適当でないとする者

(補助金交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 鏡石町住宅用再生可能エネルギーシステム等補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業実施内訳書（様式第2号）
- (3) 収支決算書（様式第3号）
- (4) 工事請負契約書又は、売買契約書の写し（契約書本文で対象システムの内容と金額

が確認できない場合は、確認できる附属書類を添付すること。）

- (5) 町税等完納証明書（様式第4号）
- (6) 設置前後の状況確認ができる写真
- (7) 設置場所の案内図（住宅の所在を示す地図、設置場所の付近見取り図）
- (8) 対象システムの性能を示す書類（メーカーカタログ等）
- (9) 電力会社との太陽光受給契約確認書の写し
- (10) 電力会社に太陽光発電設備系電力売電申込書へ添付して提出した単線結線図の写し

場

(11) 申請者が単身赴任、その他の理由により一時的に町内に住所を有しない者である

場合は、申請者と生計を一にする家族の住民票の写し

- (12) 店舗等の併用住宅の場合は、住居部分とその他の部分の面積が分かる図面
- (13) 鏡石町へ転入した場合は、転入したことが分かる家族の住民票の写し
- (14) その他町長が必要とする書類

2 申請の受付は、申請書等を持参する方法により行うものとする

(補助金の交付決定及び通知)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、その可否を決定するものとする。

2 町長は前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、鏡石町住宅用再生可能エネルギーシステム等導入促進事業補助金（交付・不交付）決定通知書（様式第5号）に

より、当該申請者に通知するものとする。

- 3 町長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を行う場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(補助金の請求)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者は、鏡石町住宅用再生可能エネルギーシステム等導入促進事業補助金交付請求書(様式第6号)を町長に提出するものとする。

- 2 町長は、前項に規定する請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(決定の取消及び返還)

第7条 町長は、補助金の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金を取消し、又はすでに交付をした補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱に違反したとき。

(処分の制限)

第8条 補助金の交付を受けた者は、住宅用再生可能エネルギーシステム等の設置の工事又は建売住宅の引き渡し完了した日の翌日から起算して減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を経過する日までの間は、当該住宅用再生可能エネルギーシステム等を処分してはならない。ただし、処分承認申請書(様式第7号)を町長に提出し、承認を受けた場合はこの限りでない。

(情報の提供等)

第9条 町長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じ使用状況その他情報の提供等について協力を求めることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(鏡石町住宅用太陽光発電システム導入促進事業補助金交付要綱の廃止)

- 2 鏡石町住宅用太陽光発電システム導入促進事業補助金交付要綱（平成21年鏡石町要綱第23号）は廃止する。